

各 位

那覇市学校給食センター所長

令和7・8年度 学校給食用物資納入業者の登録について（通知）

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、那覇市学校給食センター（首里・小禄・真和志・神原・古蔵・銘苅・天久・安謝・大名・鏡原・上間・高良・開南）が発注する学校給食用物資納入業者の登録をご希望される場合は、別添「学校給食用物資納入業者の皆様へ」「学校給食用物資納入業者心得」をご了承のうえ、下記により申請してください。

なお、この登録により必ず発注があるとは限りませんので、ご了解ください。

※令和5・6年度の登録業者も新たに登録申請して下さい。

記

1 提出書類

- (1) 申請書類確認表
- (2) (様式1)「学校給食用物資納入業者指定申請書」
- (3) (様式2) 登録希望業種等
- (4) (様式3) 取引実績表
- (5) (様式4) 取引品名
- (6) (様式5) 社屋（店舗）の写真等
- (7) (様式6) 使用印鑑届
- (8) (様式7) 納入希望業種及び食品名

上記(1)から(8)までの様式は、那覇市学校給食センターホームページよりダウンロードができます。

- (9) 印鑑証明書
- (10) 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）
- (11) 消費税納税証明書（滞納のない証明書）
- (12) 営業証明書（保健所長発行「営業許可証」又は「営業報告済」）⇒ 加工業者のみ
- (13) 食品衛生監視票（保健所長発行 令和4年4月以降発行のもの）⇒ 加工業者のみ

*監視点は80点以上であること。(80点以上であっても、必要に応じて施設の視察や指摘事項等の改善の確認を行います。)

- (14) 従業員の検便結果報告（病原性大腸菌O157・サルモネラ菌・赤痢菌）⇒ 加工業者のみ

* 給食用物資の注文を受けた業者には、当該物資の納入前月又は納入月の検便結果の提出をお願いしますことになります。

- (15) 110円切手1枚（資格審査結果通知の郵送用）
- (16) (法人のみ) 定款又は寄附行為、登記事項証明書
- (17) (個人事業主) 身分証明書登記事項証明書

※(9)(10)(11)(16)(17)については、令和6年10月1日以降に発行されたものを提出してください。

※(9)については、原本を提出してください。その他の証明書はコピーでも可です。

2 受付期間：令和7年1月31日まで 窓口受付時間：平日の午前9時～午後4時

郵送可（当日消印有効）

(提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。)

3 登録有効期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

4 提出先及び問い合わせ先(担当者名)

〒901-0156 那覇市田原3-3-4 小禄学校給食センター

TEL: 098-917-3459 FAX: 098-858-0424